

## 帯広市観光ポスター・パンフレット作製業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 実施の理由

帯広市の魅力を、個人観光客を中心に広範囲にPRし、観光入込客を増加させるための観光ポスター・パンフレットの作製にかかる公募型プロポーザルを実施する。

本件は、下記業務に対応可能な事業者を広く公募し、企画提案書の提出を求め、当該業務委託先を選定するものである。なお、観光ポスターは、観光キャンペーンや百貨店等で催される物産展、各種大会、会議、観光施設等で全国に掲出され、観光パンフレットは、各種キャンペーンや物産展、大会、会議等で広く配布され、当市の観光PRに活用される。

### 2 業務等の概要

別紙仕様書による。

### 3 担当部課

帯広市経済部観光交流室観光交流課

### 4 プロポーザルの方式

公募型とする。

### 5 参加資格条件

- ・帯広市競争入札参加資格登録業者であること。
- ・十勝管内に事業所等を有すること。
- ・ポスター・パンフレット製作の実績を有すること。
- ・市町村税の滞納をしている者ではないこと。
- ・帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- ・帯広市の入札参加資格停止の措置を受けている者ではないこと。

### 6 公募要領の入手方法、場所

帯広市ホームページより取得、または帯広市役所7階観光交流課にて配布する。

### 7 参加申込

#### (1) 申込方法

直接持参又は郵便・宅配便で提出を受け付ける。

(2) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ②参加資格を有していることを証する書類
  - ア 暴力団等の排除に係る誓約書
  - イ 市町村税完納証明書
- ③ポスター・パンフレット作製の実績が分かる資料

(3) 提出期限

令和6年4月30日（火）正午（必着）

(4) 提出先

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市経済部観光交流室観光交流課

(5) 参加資格有無の通知

参加資格については、有無に関わらず各参加者に通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 提案書の内容

- ①観光ポスターデザイン案
- ②観光パンフレット企画案

紙面構成の分かるラフデザイン程度のもので可とする。各項目の見出し等は記載を要するが、記事の本文等の情報の有無は問わない。

※複数案は不可とする。

- ③見積価格（任意様式）

(2) 提案書作成にかかる注意事項

別紙仕様書による。（任意様式）

(3) 提出先

帯広市経済部観光交流室観光交流課に直接持参か書留郵便等の追跡が可能なものによる提出とする。

(4) 提出期限

令和6年5月23日（木）午後5時（必着）

(5) 提出部数

ポスター・パンフレット両案とも、提出数は正本1部、副本10部とする。

(6) その他

提出するポスターデザイン及びパンフレット企画案は、未発表のものとする。

9 説明会

開催しない。

10 質疑・回答

(1) 受付期間

令和6年5月2日（木）～5月13日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法・提出先

質問書（様式任意）により、19に記載する連絡先宛に電子メール等で受け付ける。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、到着次第すみやかに回答する。なお、回答は質問者及び回答日において提案者として選定された者全てに通知し、併せて帯広市ホームページに掲載するものとする。

11 選定方法

(1) 委託者の選定

委託者の選定は企画提案内容のプレゼンテーションにより、観光ポスターデザイン案、観光パンフレット企画案について、帯広市観光ポスター・パンフレット作製業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が総合的に勘案して選定する。なお、プレゼンテーションの順番については、参加資格有無の通知後実施する、くじ引きにより決定する。

提案者の実績等を正確に評価するため、称号又は名称等を匿名とせず審査するものとする。なお、帯広市ホームページ等での情報公開時は受託者以外の提案者名は匿名とする。

(2) 選定基準

審査項目	審査基準
デザイン	当地の魅力を端的に伝えるデザインか
コンセプト	狙いがはっきりしており手法が優れているか
情報の質・量	質の高い情報を過不足なく提供しているか
アピール力（ポスター）	一見して当地への興味を想起するものか
実用性（パンフレット）	旅行前の観光客が当地に興味を持つ内容か
業務執行技術力	業務執行にあたり必要な知識や経験を有するか
コストの効率性	コストに対して充実した提案内容であるか

(3) 選定結果の通知

選定結果は採否に関わらず参加者に通知する。

12 スケジュール

令和6年4月11日（木）	第1回委員会開催
令和6年4月19日（金）	プロポーザル参加業者公募開始
令和6年4月30日（火）	参加申込書提出期限
令和6年5月2日（木）	質問書受付開始
令和6年5月13日（月）	質問書提出期限
令和6年5月23日（木）	企画提案書提出期限
令和6年5月29日（水）	第2回委員会開催（プレゼンテーション）
令和6年6月3日（月）	契約締結・業務開始

### 13 留意事項

#### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥2以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- ⑦その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑧本項で定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会  
が失格であると認めた場合

#### (2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字・脱字等の軽微なものを除く）。

#### (3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出するものとする。

#### (4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

#### (5) その他

- ①参加者は、企画提案書の提出を持って、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ②提出された企画提案書等は、返却しない。
- ③提出された企画提案書等は、帯広市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

### 14 遵守事項

成果品の内容の全ては帯広市に帰属するものとする。

### 15 契約に関する基本事項

選定された事業者と別紙仕様書に基づき協議を行い、随意契約により、帯広市観光ポスター・パンフレット作製業務の委託契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において総合評価が次点の候補者と協議することとする。

### 16 納期及び契約期間

ポスターの納期は令和6年9月30日（月）、パンフレットの納期は令和6年10月31日（木）とし、契約期間は契約締結日からパンフレットの納期までとする。

### 17 提案上限額

3,080,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
ただし、このほかに広告掲載による事業費の確保を認める。

18 広告掲載について

パンフレットに民間企業等の広告を掲載するが、掲載ページの箇所等の詳細を選定後に調整するものとする。

19 連絡先

帯広市経済部観光交流室観光交流課観光係（帯広市役所7階）

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4169（直通）

FAX 0155-23-0172

e-mail [tourism@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:tourism@city.obihiro.hokkaido.jp)

(第1号様式)

年 月 日

公募型プロポーザル参加申込書

帯広市長 様

(住 所)

(法 人 名)

(代表者名)

印

次の公募型プロポーザルについて、関係書類を添付して、参加を申し込みます。

業務等名 帯広市観光ポスター・パンフレット作製業務

〈提案者概要〉

ふりがな 提案者名			
所在地 〒 ー			
電 話 番 号		F A X 番 号	
資 本 金		従 業 員 数	
設 立 時 期		連絡用メールアドレス	
過去3年間の 売上高(千円)	( 年)	( 年)	( 年)
主な業務内容			

〈実施責任者及び業務担当者〉

○実施責任者

氏 名	役 職	経験年数	主な業務経歴

○業務担当者（複数の場合は、全て記載願います。）

氏 名	役 職	経験年数	主な業務履歴

〈過去の実績〉

契 約 名	発 注 者	完了年月	事業費 (千円)	業 務 概 要

※過去に、国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した類似・関連業務の実績があれば、記載してください。（国・地方公共団体の実績があれば、優先的に記載してください。）

〈その他必要事項〉

## 暴力団等の排除に係る誓約書

帯広市観光ポスター・パンフレット作製業務公募型プロポーザルの参加に当たり、帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。

この誓約に反することが判明した場合には、参加資格を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。また、上記の誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

帯広市長 米沢 則寿 様

(提出者)

住 所

名 称

代 表 者

④

電 話 番 号

E - m a i l

## 業務仕様書

### 1 目 的

本仕様書は、帯広市観光ポスター・パンフレット作製業務に必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 趣 旨

帯広市には、キャンプなどのアウトドアを楽しめるポロシリ自然公園や、自然景勝地である岩内仙峡、八千代牧場等の雄大な景観や、全国的に知名度のある愛国駅・幸福駅、世界で唯一の「ばんえい競馬」、観光交流拠点施設「とちまちむら」など、通年で楽しめる観光資源がある。

また、帯広発祥の豚丼・スイーツ・ご当地グルメ等の食を目的とした観光や、北海道ガーデン街道を巡るガーデン観光、農畜産業を活用した体験型観光なども人気が高く、自然と都市機能が調和した魅力がある。

さらに、帯広市第七期総合計画では、アウトドアやサイクルツーリズムなどを中心とした、十勝の広大な自然空間を活用した観光振興を重点に掲げており、トカプチ400のナショナルサイクルルートへの指定や、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化の予定など、アウトドア観光の後押しとなる動きもある。また近年では、開拓の歴史や文化をストーリー化して観光資源の高付加価値化を図るアドベンチャーツーリズムも推進してきている。

観光ポスター・パンフレットは、これらの帯広市の魅力を旅行前の全国の個人観光客に向けて発信し、帯広市の観光目的地としてのイメージ定着に活用されるものである。

### 3 業務内容

共通事項 「豊かな自然環境の中でのアクティビティ体験」、「食と温泉を楽しむまちなか」の2つをキーコンセプトに、地域性や文化、ストーリーとともに帯広市の魅力が効果的に伝わる内容とする。また、キーコンセプトを好むターゲットに向けた、デザインや情報の質・量、アピール力を意識して作製にあたること。

#### 【キーワード】

旅、アクティビティ、サイクル、日高山脈、モール温泉、食・スイーツ

#### (1) 観光ポスターの作成

内 容 帯広市のイメージが一目で伝わるキャッチコピーとデザイン。  
共通事項のコンセプトとキーワードを参考に、デザインは2種類とすること。

サイ ズ B1・B2の2種類とする。

印刷部数 1種類につき、B1 250～500部まで、B2 250～500部まで。

紙 質 アートコート紙・片面135kg同等品以上

そ の 他 帯広市ホームページの「観光ガイドブック」ページへのリンクを有するQRコード等を表示すること。  
また、海外での使用も想定したデザインとすること。



## (2) 観光パンフレットの作成

内 容	共通事項のコンセプトとキーワードを参考に、他都市と差別化できる当地のコンテンツをメインに掲載し、その魅力が端的に伝わる程度の情報量とする。表紙はポスターと統一感のあるビジュアルとし、一目でイメージが伝わるデザインとすること。また、読者が「このような旅がしたい」と感じられるシチュエーションなどの写真を使用してパンフレットの作成にあたること。
サ イ ズ	A5～A4以内のサイズとすること。ただし、パンフレットラック等に配架されることを考慮したサイズでの提案とすること。
印刷部数	50,000部
ページ数	ページ数は問わない。観光客の興味を引く場所、内容等を強調すること。また、市内とその周辺の観光地の位置がわかる程度の地図を備えること。
紙 質	北海道産間伐材を使用した用紙等、環境に配慮したものとする。
広告掲載	広告は全紙面の最大20%程度まで掲載することができる。体裁や掲載箇所については別途協議して定める。広告の募集事務についても受託者で行うこと。

## (3) その他

増刷及び市ホームページへの掲載を考慮し、成果品と共に、写真・原稿等のデータを収録したCD等を提出すること。

## 4 納 期

ポスターは令和6年9月30日(月)、パンフレットは令和6年10月31日(木)までに納品し、検収を受けること。

## 5 予定使用期間

ポスター 令和6年10月から令和8年9月まで

パンフレット 令和6年11月から令和8年9月まで

## 6 写 真

使用する写真は受託者の責任において撮影及び借り入れるものとし、撮影・借り入れに要する経費は受託者の負担とする。

## 7 その他注意事項

- (1) 今回作製するポスター及びパンフレットの著作権はすべて帯広市に帰属する。
- (2) 本委託業務の履行に伴い発生する全著作物（紹介施設等があらかじめ著作権を保有している図及び写真を除く。）に関する一切の権利は、帯広市に帰属する。
- (3) イラスト・デザインについての一切の権利は帯広市に帰属するものとし、次年度以降の制作に伴う改変・加工については受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- (4) 見積書、ラフデザイン等提出物の製作に係る経費は、すべて提案事業者の負担とする。
- (5) 掲載する写真、文章は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならないよう格段の配慮をすること。

- (6) 問合せ先欄を設けること。
- (7) 観光パンフレットの末尾隅等に製作年月を入れること。
- (8) 本仕様書に定めていない内容の独自提案も可とし、選定基準に則り評価の対象とする。